

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会の
構成員の官職の指定について

（ 令和元年10月7日 ）

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議議長決定

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議の開催について（平成30年10月9日
内閣官房長官決裁）第3項の規定に基づき、就職・採用活動日程に関する関係省庁
連絡会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要がある
と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
構成員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
	文部科学省高等教育局学生・留学生課長
	文部科学省高等教育局専門教育課長
	厚生労働省人材開発統括官付参事官 （若年者・キャリア形成支援担当参事官室長）
	経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長